

## 岩手大学外国人留学生同窓会規約

1. 名称:岩手大学外国人留学生同窓会
2. 目的
  1. 相互の情報交換、交流や連携活動の推進
  2. 岩手大学との連携の推進
  3. 経済、文化、友好交流活動の推進
3. 会員
  1. 学部学生、大学院生、交換留学生、研究生など、これまで本学に在籍したことのある外国人留学生
  2. 本学で在職したことのある外国籍の元教職員、及び本学に特別な思いがあり学長等が特別に認めた者
4. 役員
  1. 会長 1名
  2. 副会長 3名
  3. 幹事(同窓会支部代表等) 若干名
  4. 役員若干名で組織される役員会をおく。
5. 任期及び選出
  1. 役員の任期は原則として2年とする。但し、再任を妨げない。
  2. 会長は各支部の推薦により定期総会で決定する。
  3. 副会長と幹事は会員の互選により決定する。
6. 総会  
定期総会は随時開催し、本会運営にかかわる諸事項を決定する。
7. 支部の設置申請・変更・解消  
支部を設置するときは、事務局に別添の支部設立届出書を提出するものとする。また、届出の内容を変更するとき、解消する場合も所定の様式を提出するものとする。
8. 規約改正  
この規約の改正を行うには、総会に参加した正会員の過半数の賛成を得なければならない。
9. 事務局  
事務局を岩手大学学務部国際課に置く。
10. 規約は 2019 年 11 月 14 日より発効する。

2019 年 11 月 14 日の外国人留学生同窓会設立大会により制定